

医療費受給者証の更新について

北見市長 神 田 孝 次
(保健福祉部 国保医療課)

重度心身障害者
ひとり親家庭等
乳 幼 児

医療費受給者証の更新について

盛夏の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より当市の医療費助成制度にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、重度心身障害者・ひとり親家庭等・乳幼児医療費受給者証につきましては、7月
末をもって更新となります。8月以降の新しい受給者証は今月末までに、各受給者に郵送
を予定しております。
つきましては、今年度電算システムの変更により、受給者証が一部変更となりましたの
で下記の点にご留意・ご確認のうえ、請求事務を行なっていただきますよう、お願い申し
上げます。

記

1. 全ての「受給者番号」が変わりました。(桁数7桁は変わりません。)
乳幼児 51〇〇〇〇〇〇 ひとり親(親) 41〇〇〇〇〇〇 (子) 31〇〇〇〇〇〇
重度(マル障) 11〇〇〇〇〇〇 (障老) 21〇〇〇〇〇〇
2. 受給者証の様式が一部変更されました。
☆「初」の赤印字が、黒印字の表示となりました。
☆ひとり親の「親」の場合の<入院のみ>の表示が、今までは受給者番号の上に印字
されておりましたが、有効期限の下に変わりました。
3. 新しい受給者証は、21年7月末日までの有効期限となっております。
また、年齢要件により、乳幼児は満6歳に達する日以後最初の3月31日まで、ひと
り親等は①18歳及び19歳に達した日の属する年度の末日まで、②20歳に達した日
の属する月の末日まで、③重度(マル障)は21年7月末までに65歳到達者は誕生日
の前日
4. 更新により、一部負担金の初・課の扱いが変更になっている場合があります。

お問い合わせはこちらまで

北見市保健福祉部 国保医療課	電話	0157-25-1130
端野総合支所 保健福祉課	電話	0157-56-2117
常呂総合支所 保健福祉課	電話	0152-54-2114
留辺蘂総合支所保健福祉課	電話	0157-42-2425